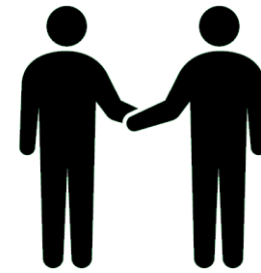


高齢者虐待防止について



1. 法的根拠

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

平成18年4月1日施行

①責任の主体：市町村

②責務：保健・医療・福祉関係者は、高齢者虐待を早期発見するよう努めること、
虐待を受けた高齢者の保護のための施策へ協力すること

③定義：65歳以上の者

1) 養護者による高齢者虐待→地域包括支援センター、市
高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものとされており、
高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待→市
老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は、「養介護事業」の
業務に従事する職員が該当します。

2.高齢者虐待の種別

- ・身体的虐待:たたく、ける、つねるなどの暴力行為や身体拘束
- ・心理的虐待:ののしる、怒鳴りつける、子ども扱いするなどの苦痛を与えること
- ・介護・世話の放棄・放任:食事を与えない、入浴させないなど放置すること
- ・性的虐待:下半身裸にして放置する、性行為の強要、人前で性器の写真をとるなど
- ・経済的虐待:日常生活に必要なお金を渡さない、本人の年金を無断で使用するなど



身体的虐待



心理的虐待



介護・世話の放棄・放任



性的虐待



経済的虐待

3.高齢者虐待の状況（R6年度末）

① 養護者による虐待の相談通報件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全国	35,774件	36,378件	38,291件	40,386件	—
長崎県	223件	250件	301件	329件	—
佐世保市	48件	31件	34件	56件	44件（推定値）

② 養介護施設従事者による虐待の相談通報件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全国	2,097件	2,390件	2,795件	3,441件	—
長崎県	30件	29件	32件	49件	—
佐世保市	7件	6件	1件	11件	13件（推定値）

③ 被虐待者の「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の方の割合

- ・養護者による虐待：84.6%
- ・養介護施設従事者による虐待：91.1%

4.高齢者虐待の背景

「虐待者＝悪者」ではありません

～高齢者虐待は様々な要因が重なりあって起こります～

●高齢者の要因

- ・認知症の進行、悪化 ・ADLの低下
- ・判断力の低下 ・金銭管理能力の低下
- ・収入が少ない ・性格的な問題（偏り、頑固、わがまま等）
- ・虚弱、身体的・精神的な障害のために介護に対する困難さがある。
- ・経済的な問題
（経済的に他人に依存している、財産など金銭管理を他人に任せている）
- ・現状をあきらめている
- ・借金、浪費癖 ・整理整頓ができない ・相談者がいない

●家族状況

- ・長年にわたる虐待者・被虐待者の不和、確執
- ・虐待者・被虐待者の共依存関係
- ・暴力の世代間家族
- ・他の家族の無関心さ
- ・キーパーソンの不在
- ・住環境の悪さ
- ・高齢者以外に世話の必要な家族がいる

●養護者の要因

- ・性格的な問題
- ・疾病や障がいにより十分に介護を担えない。
- ・経済的な問題（失業・借金）収入が不安定、浪費癖がある、金銭管理能力がない等
- ・世間体を気にする
- ・アルコールやギャンブル依存
- ・相談者がいない ・親族からの孤立

●介護上の問題

- ・認知症に起因する行動上の問題
- ・意思疎通困難
- ・重い要介護度
- ・介護負担
- ・介護疲れ（介護の他に仕事に従事している等）
- ・認知症や介護に関する知識・技術の不足

●社会的要因

- ・社会資源に無知、不信感を持っており、利用しない。
- ・親族、近隣当からの支援の乏しさ
- ・社会的孤立 等



5.高齢者虐待の捉え方

「一生懸命家族は介護しているのに、虐待とってしまっているの？」

「虐待の自覚はないみたいだけど……」

→客観的にみて「高齢者の権利が侵害されている状態かどうか」で虐待か否かの判断を行うことになります。

高齢者虐待の防止、早期発見には地域での協力、連携、見守りが不可欠です

虐待発見のサイン



高齢者からのサイン

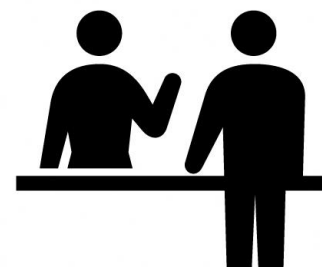
- ・おびえる、泣く、叫ぶ
- ・身体に小さなキズが頻繁にみられる
- ・怖いから家に帰りたくない等の訴えがある
- ・寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる



介護者からのサイン

- ・怒鳴っている
- ・他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
- ・高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する

高齢者虐待についての相談窓口



長寿社会課または各地域の地域包括支援センターです。

少しでも虐待かな？と思った時には迷わず上記の相談窓口に相談してください。